

龍ヶ崎地方衛生組合訓令第2号

龍ヶ崎地方衛生組合事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月19日

龍ヶ崎地方衛生組合
 管理者 寛 信太郎

龍ヶ崎地方衛生組合事務決裁規程の一部を改正する訓令

龍ヶ崎地方衛生組合事務決裁規程（平成17年龍ヶ崎地方衛生組合訓令第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前					
別表第2（第3条関係） 財務関係					別表第2（第3条関係） 財務関係					
専決事項		専決権者		備考	専決事項		専決権者		備考	
		事務局長	課長				事務局長	課長		
省 略					省 略					
支出 負担 行為 の決 定	1	報酬	○		1	報酬	○			
	2	給料	○		2	給料	○			
	3	職員手当等	○		3	職員手当等	○			
	4	共済費	○		4	共済費	○			
	5	災害補償費	○		5	災害補償費	○			
	6	恩給及び退職年金	○		6	恩給及び退職年金	○			
	7	報償費	○		7	報償費	○			
	8	旅費		○	宿泊を伴うものは事務局長	8	旅費		○	宿泊を伴うものは事務局長
	9	交際費	○			9	交際費	○		
	10	需用費	食糧費	10万円未満		10	需用費	食糧費	10万円未満	

	燃料費	1,000万円 未満	<u>150万円以下</u>	
	修繕料	<u>3,000万円</u> 未満	<u>200万円以下</u>	
	その他の 需用費	500万円未満 (光熱水費につ いては、制限な し)	<u>80万円以下</u>	
11	役員費	500万円未満	<u>80万円以下</u>	
12	委託料	1,000万円 未満	<u>100万円以下</u>	
13	使用料及び賃借料	500万円未満	<u>80万円以下</u>	
14	工事請負費	<u>3,000万円</u> 未満	<u>200万円以下</u>	
15	原材料費	500万円未満	<u>150万円以下</u>	
16	公有財産購入費	500万円未満	<u>150万円以下</u>	
17	備品購入費	500万円未満	<u>150万円以下</u>	
18	負担金、補助及び交 付金	200万円未満		
19	扶助費	○		
20	貸付金	○		
21	補償、補 填及び賠 償金	補償 500万円未満	<u>30万円未満</u>	賠償金は専決 事項から除 く。
		補填 50万円未満		
22	償還金、利子及び割 引料	○		
23	投資及び出資金	○		

	燃料費	1,000万円 未満	<u>50万円未満</u>	
	その他の 需用費	500万円未満 (光熱水費につ いては、制限な し)	<u>50万円未満</u>	
11	役員費	500万円未満	<u>50万円未満</u>	
12	委託料	1,000万円 未満	<u>50万円未満</u>	
13	使用料及び賃借料	500万円未満	<u>50万円未満</u>	
14	工事請負費	<u>5,000万円</u> 未満	<u>130万円未満</u>	
15	原材料費	500万円未満	<u>80万円未満</u>	
16	公有財産購入費	500万円未満	<u>80万円未満</u>	
17	備品購入費	500万円未満	<u>80万円未満</u>	
18	負担金、補助及び交 付金	200万円未満		
19	扶助費	○		
20	貸付金	○		
21	補償、補 填及び賠 償金	補償 500万円未満	<u>50万円未満</u>	賠償金は専決 事項から除 く。
		補填 50万円未満		
22	償還金、利子及び割 引料	○		
23	投資及び出資金	○		

24	積立金	○		
25	寄附金	○		
26	公課費		○	
27	繰出金	○		
省 略				
戻入戻出		<u>30万円以上</u>	<u>30万円未満</u>	
収支の更生		○		
歳入歳出外現金等の受入れ及び払出し		○		
資金前渡、概算払等の精算報告			○	
資源物の売払い		<u>100万円未満</u>	<u>50万円以下</u>	
不用物品等の処分		100万円未満	<u>50万円以下</u>	
省 略				

24	積立金	○		
25	寄附金	○		
26	公課費		○	
27	繰出金	○		
省 略				
戻入戻出		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>	
収支の更生		<u>50万円以上</u>	<u>50万円未満</u>	
歳入歳出外現金等の受入れ及び払出し		○		
資金前渡、概算払等の精算報告			○	
資源物の売払い		<u>500万円以上</u>	<u>500万円未満</u>	
不用物品等の処分		100万円未満	<u>50万円未満</u>	
省 略				

別表第3（第3条関係） 入札・契約等の執行

別表第3（第3条関係） 入札・契約等の執行

専決事項	専決権者		備考
	事務局長	課長	
起工（執行）の決定	3,000万円 未満	<u>200万円以下</u>	
指名 見積 業者 の決 定	1 工事 3,000万円 未満	<u>200万円以下</u>	3,000万円 以上は契約審 査会に諮る。
	2 測量及び建設コ ンサルタント業務 1,000万円 未満	<u>100万円以下</u>	1,000万円 以上は契約審

専決事項	専決権者		備考
	事務局長	課長	
起工（執行）の決定	3,000万円 未満	<u>130万円未満</u>	
指名 見積 業者 の決 定	1 工事 3,000万円 未満	<u>130万円未満</u>	3,000万円 以上は契約審 査会に諮る。
	2 測量及び建設コ ンサルタント業務 1,000万円 未満	<u>50万円未満</u>	1,000万円 以上は契約審

	等委託			査会に諮る。
	3 測量及び建設コンサルタント業務等を除く業務委託	1,000万円未満	<u>100万円以下</u>	1,000万円以上は契約審査会に諮る。
	4 物品の購入	500万円未満 (燃料費については、1,000万円未満)	<u>150万円以下</u>	500万円以上(燃料費は1,000万円以上)は契約審査会に諮る。
	<u>5 賃借</u>	<u>500万円未満</u>	<u>80万円以下</u>	<u>500万円以上は契約審査会に諮る。</u>
	<u>6 前各号に掲げるもの以外</u>	<u>500万円未満</u>	<u>80万円以下</u>	<u>500万円以上は契約審査会に諮る。</u>
入札見積の執行及び予定価格の決定	1 工事	3,000万円未満	<u>200万円以下</u>	
	2 測量及び建設コンサルタント業務等委託	1,000万円未満	<u>100万円以下</u>	
	3 測量及び建設コンサルタント業務等を除く業務委託	1,000万円未満	<u>100万円以下</u>	
	4 物品の購入	500万円未満 (燃料費については、1,000万円未満)	<u>150万円以下</u>	
	<u>5 賃借</u>	<u>500万円未満</u>	<u>80万円以下</u>	

	等委託			査会に諮る。
	3 測量及び建設コンサルタント業務等を除く業務委託	1,000万円未満	<u>50万円未満</u>	1,000万円以上は契約審査会に諮る。
	4 物品の購入及び賃借	500万円未満 (燃料費については、1,000万円未満)	<u>80万円未満</u>	500万円以上(燃料費は1,000万円以上)は契約審査会に諮る。
	<u>5 前各号に掲げるもの以外</u>	<u>200万円未満</u>	<u>80万円未満</u>	<u>200万円以上は契約審査会に諮る。</u>
入札見積の執行及び予定価格の決定	1 工事	3,000万円未満	<u>130万円未満</u>	
	2 測量及び建設コンサルタント業務等委託	1,000万円未満	<u>50万円未満</u>	
	3 測量及び建設コンサルタント業務等を除く業務委託	1,000万円未満	<u>50万円未満</u>	
	4 物品の購入及び賃借	500万円未満 (燃料費については、1,000万円未満)	<u>80万円未満</u>	

	<u>6</u> 前各号に掲げる もの以外	<u>500万円未満</u>	<u>80万円以下</u>			<u>5</u> 前各号に掲げる もの以外	<u>200万円未満</u>	<u>80万円未満</u>		
	省 略					省 略				
	履行期間の変更に伴う見積 執行及び契約の締結	○		設計金額又は 履行内容の変 更を伴う場合 を除く。		履行期間の変更に伴う見積 執行及び契約の締結	<u>既契約金額が5 0万円以上</u>	<u>既契約金額が5 0万円未満</u>	設計金額又は 履行内容の変 更を伴う場合 を除く。	
	省 略					省 略				
	(注) 省 略					(注) 省 略				

付 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。